

事業者のみなさまにご留意いただきたい内容について

1. 対象家電について

日本産業規格 C9901 に基づく省エネルギー基準達成率が、最新の目標年度において100%以上の下記の家電です。

- ・壁掛け形エアコンディショナー（目標年度 2027 年度）
- ・電気冷蔵庫（冷凍庫）（目標年度 2021 年度）

省エネ型製品情報サイト

省エネルギー基準達成率につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の「省エネ型製品情報サイト」のホームページにて検索が可能です。右記の二次元コードよりご確認ください。



2. 主な補助条件について（その他詳細は市ホームページよりご確認ください）

- ① 対象家電を令和8年6月1日から令和9年1月31日までの間に引渡しされていること。

例1：令和8年5月15日にエアコンを購入し、令和8年6月1日に引渡しされた場合、補助対象です。

例2：令和8年5月15日に電気冷蔵庫を購入し、令和8年5月30日に引渡しされた場合、補助対象外です。

- ② 買換え前の同種の既設家電を家電リサイクル法に基づき適切に処分していること。（リユース等は補助対象外）
⇒購入者の方から既設家電の処分に関してご相談があった際は、家電リサイクル券の控えをお渡しください。

3. 領収証等の書類の発行について

申請者の方には、以下の書類の提出を依頼予定です。①～⑤につきましては、書類の発行等にご協力をお願いいたします。

- ① 補助対象経費に係る領収書等（宛名、購入日、補助対象製品名（型番）、販売店名及び販売店所在地が記載されているもの）の写し
- ② ①の費用の内訳が分かる書類…※（領収書に記載があれば省略可）
- ③ 製造業者が発行した補助対象製品の保証書の写し
- ④ 納品書、配送伝票その他の引渡し日及び設置場所の住所を確認することができる書類
- ⑤ 家電リサイクル券の排出者控えの写し
- ⑥ 対象家電の省エネルギー基準達成率が確認できる書類（製品のカタログや省エネ型製品情報サイトの該当部分のコピー等）

※費用の内訳が分かる書類について（補足）

補助対象経費は、対象家電の購入及び設置に係る費用です。

ただし、消費税、既設家電の撤去費用、化粧カバー等その他付属品の購入は補助対象外です。また、値引き額は原則として補助対象経費から差引きます。

市で補助対象経費を確認するため、費用の内訳（例：本体価格、運搬費用、設置費用、取付費用、撤去費用、消費税等）がわかる書類（見積書、内訳書等）の作成をお願いいたします。なお、領収書の記載内容で確認できる場合は別途作成いただく必要はございません。

補助金額＝補助対象経費の2分の1(1,000円未満は切り捨て)

※補助金額の上限は下記のとおりです。

中小企業者および小規模企業者(個人店舗等)からの購入⇒5万円

上記以外の事業者(家電量販店等)からの購入⇒3万円

4. 受付期間及び補助金の予算残額について

- ・補助金の受付期間は、令和8年6月1日(月)から令和9年2月15日(月)までです。
- ・予算がなくなり次第、期間中であっても受付を終了いたします。
- ・予算残額は、市ホームページにて随時更新予定です。
- ・本事業は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しており、**来年度以降の事業継続については未定**です。